

ソーシャル・アート・フレンズ 規約

(名称)

第 1 条 本団体は、ソーシャル・アート・フレンズと称する。

(事務局)

第 2 条 この団体の事務局は、東京都江東区大島 5-36-8 栄戸ビル 3 階うらべ医院内に置く。

(目的)

第 3 条 この団体は、障害を持った方はもとより、誰にでも楽しい美術に取り組む機会を共有し、作品発表の場を企画運営することにより、障害の有無に関わらず自己実現可能な社会をめざすこと。また、地域や学生等のボランティア、地元を中心とした企業に働きかけをし、地域交流を図ることを目的とする。

(活動・事業の種類)

第 4 条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) ソーシャル・アート・フレンズ展示会の企画・運営
- (2) 美術、福祉、教育各分野の情報共有セミナー

(会員)

第 5 条 この会の会員は、次の 3 種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。
- (3) 賛助団体は、この会の事業を賛助するために入会した団体とする。

(入会)

第 6 条 会員として入会しようとする者は、正会員を介し、定例会議にて承認を得るものとする。

(会費)

第 7 条 賛助会員は、賛助団体は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 1,000 円/年
- (2) 賛助会員 1,000 円/年
- (3) 賛助団体 5,000 円/年

(退会)

第 8 条 会員は、任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 本人が死亡したとき。
 - (2) 会費を 3 年以上納入しないとき。

(役員)

第 9 条 この会に次の役員を置く。

- (1) 代表
- (2) 事務局長
- (3) 監査役

- 2 第 1 項に定める役員は、会員の互選により選出する。
- 3 役員は、任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(解任)

第 10 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、定例会議の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(総会)

第 11 条 この団体の総会は、正会員を持って構成し、年に 1 回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則、事業等の変更
- (2) 解散
- (3) 事業報告及び収支予算
- (4) 役員を選任又は解任
- (5) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(事業年度)

第 12 条 この会の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わる。

(委任)

第 13 条 この会則に定めのない事項は、定例会議の議決を経て、代表が別に定める。

(変更)

第 14 条 この会則は、代表会議において、出席者の 3 分の 2 以上の承認がなければ変更できない。

附 則

この会則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。